

保育パートニュース

2018.11.19
号外

全日本建設交運一般労働組合保育パート支部
名古屋市中川区宮島町2-99-2
TEL(052)353-8404
E-mail hoikupart@circus.ocn.ne.jp

現在出ている提案の大枠の 主な問題点

地方公務員法・地方自治法の一部が改正され、自治体の非常勤職員は2020年4月から「会計年度任用職員」に移行します。現在総務局から出ている提案は、週30時間勤務の月給制の嘱託員中心の提案ですが、この大枠を基にパートの待遇が決まります。

★ 週29時間以下は『健康診断が公費で受けられなくなります』

現在公費で受けている健康診断が自己負担になります。

★ 週29時間以下は『夏期休暇がなくなります』

現在5日間の夏期休暇がゼロになります。

★ 週15時間30分未満は『期末手当（一時金）の支給なし』

地方自治法改正で「期末手当を支給することができる」となるのに、時間数で制限されます。15時間30分は「正規職員の2日分の労働時間数」とのことです。

★ 1年限りの雇用が強調・3年ごとの公募による採用

「会計年度任用職員」のため、1年限りの雇用が強調され、更新は2回までです。3年間で雇止めとなり、新たに公募されます。しかも、毎年1ヶ月（4月）は「試用期間」となります。

★ 資格を問わない嘱託職員の賃金・待遇については不明

局嘱託職員についても、具体的な提案はまだありません。

11月13日の 交渉速報

保育非常勤の待遇はどうなる？ 保育運営課は具体案示さず

11月13日イーブルなじやで団体交渉を行いました。

私たちの緊急課題である、

「非常勤職員の会計年度任用職員への移行」に多くの時間を使

い交渉をしました。

賃金・待遇の回答なし

来年の2月議会での条例制定

が予定されているにもかかわらず

保育課は、会計年度任用職員

への移行後の賃金・待遇につい

ては「まだ回答できない」と繰り返し、いつ回答ができるかに

ついても「できるだけ早く」を

繰り返すばかりで、具体的な数

字や今後の日程についても示さ

れませんでした。

パートが3つに分断

この提案のままでは、夏期休暇、健康診断、一時金で、週の

勤務時間によって

①週30時間

②週29時間以下

③週15時間30分未満

でパートが3つに分断され待遇に大きな格差ができます。保育

課からは、この格差について肯

定的な発言がありました。保育

課はこの事を問題だと考えて

いなかったのです。

組合は「パートはどの職種も、どの時間帯も、どの時間数の人

も、正規のいない時間帯・正規の少ない時間帯・保育や調理に必要な時間帯に時間を区切られてはめ込まれ、正規の替わりや正規を補って働いている」とその実態を具体的に伝えました。

「時間数による格差をつくる事は許さない」と時間いっぱいまで訴え、大枠に従うのではなく保育課独自で決定できることが安心はできません。

最後には課長も、これまでの経過や現状をふまえて検討するという回答に変わりましたが、安心はできません。

12月に再交渉

「会計年度任用職員」への移行は再来年のことですが、来年の2月議会で条例が決定します。12月に再交渉を設定するよう申し入れました。

「会計年度任用職員」への移行の際には「全員の雇用継続と待遇改善を！」と、最後の最後まで訴え続けます。

来年度予算要求は、賃金・通勤手当を中心に行なめました。また、要求項目の「園長への周知」等の報告を受け、様々な課題の確認をしましたので、後日お知らせします。